

佐賀県告示第243号

佐賀県鳥獣保護員規程（昭和38年佐賀県告示第340号）の一部を次のように改正する。

平成27年5月28日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>佐賀県鳥獣保護員規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第78条に規定する<u>鳥獣保護員</u>（以下「保護員」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（任命、解任及び任期）</p> <p>第2条 保護員は、<u>鳥獣保護及び狩猟</u>に関し相当の知識を有し、かつ、<u>鳥獣保護事業</u>に熱意を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>2～4 略</p> <p>（<u>保護員記章、保護員の証</u>）</p> <p>第4条 保護員は、前条の任務に従事するときは、<u>保護員記章</u>（別記様式第1号）を左胸部につけ、<u>保護員の証</u>（別記様式第2号）を携帯して、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。</p>	<p><u>佐賀県鳥獣保護管理員規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第78条に規定する<u>鳥獣保護管理員</u>（以下「保護員」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（任命、解任及び任期）</p> <p>第2条 保護員は、<u>鳥獣保護及び管理並びに狩猟</u>に関し相当の知識を有し、かつ、<u>鳥獣保護管理事業</u>に熱意を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>2～4 略</p> <p>（<u>保護管理員記章、保護管理員の証</u>）</p> <p>第4条 保護員は、前条の任務に従事するときは、<u>保護管理員記章</u>（別記様式第1号）を左胸部につけ、<u>保護管理員の証</u>（別記様式第2号）を携帯して、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。</p>

改正前

様式第1号(第4条関係)



様式第2号(第4条関係)

(表)

6.5cm

No. \_\_\_\_\_ 年 月 日

佐賀県鳥獣保護員の証

住所  
氏名  
生年月日

上記の者は、佐賀県鳥獣保護員であることを証する。

佐賀県知事 印

写真ちょう付

(裏)

略

改正後

様式第1号(第4条関係)



様式第2号(第4条関係)

(表)

6.5cm

No. \_\_\_\_\_ 年 月 日

佐賀県鳥獣保護管理員の証

住所  
氏名  
生年月日

上記の者は、佐賀県鳥獣保護管理員であることを証する。

佐賀県知事 印

写真貼付

(裏)

略

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成27年 5 月29日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の佐賀県鳥獣保護員規程の規定により交付された保護員記章及び佐賀県鳥獣保護員の証は、この告示による改正後の佐賀県鳥獣保護管理員規程の規定により交付された保護管理員記章及び佐賀県鳥獣保護管理員の証とみなす。